

1. 件 名：島根原子力発電所2号機の原子炉棟大物機器搬入口耐震対策工事に伴う保安規定変更認可申請に係る面談
2. 日 時：令和2年12月15日 15時30分～15時45分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）
新基準適合性審査チーム
建部主任安全審査官、照井安全審査官、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他9名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁、中村です。それでは 15 日の面談を開始したいと思いますので、御説明のほうよろしく願いいたします。
0:00:12	中国電力の松本です。それでは、資料についてですが、島根 2 号炉原子炉棟大物機器搬入こう耐震対策工事に伴う保安規定の変更認可申請についてという資料。
0:00:25	5 ページものになりますがお手元を御用意いただいておりますでしょうか。
0:00:31	規制庁ナカムラです。大丈夫です。
0:00:35	すぐくマツモトです。それでははじめにのところに経緯を書いておりますが島根 2 号炉の原子炉等をもって機器搬入項についてですね、基準地震動 Ss の地震力に対して耐震裕度の向上を図るための対策工事を実施を予定しております、
0:00:50	本工事の実施位置を行うにあたって、原子炉等の機器搬入項について、管理区域の設定を解除したく考えておりまして、保安規定の変化に変更認可申請を 2 ポツの通り予定しております。申請概要について 2 ポツに記載をしておりますが、
0:01:07	(1) の変更内容といたしまして、保安規定の添付 2 に管理区域図がございますので、そちらの記載内容を変更したく考えております。変更内容については、2 ページ目の添付資料に記載をしております、
0:01:24	添付資料の 1 についてですが、
0:01:27	こちらの耐震対策工事としてですね、当該の大物機器搬入項について建物外壁から張り出した箇所をですね撤去を考えております。
0:01:37	についてはですね放射線測定等の安全措置を講じた上で、当該の搬入項について、管理区域の設定を解除したく考えております。
0:01:46	続いて 3 ページですが、
0:01:50	こちらは今後の予定を記載したものです、今回の申請で一度解除の申請をさせていただきまして、この耐震対策工事が完了した後にですね、改めて再度保安規定の変更認可申請を行いまして、当該の搬入項について、
0:02:06	再度管理区域に設定をすることを考えております。
0:02:13	1 ページ目に、
0:02:16	戻っていただいて、過去に変更理由書いておりますが、こちらの先ほど口頭で申した内容となっております。概要の説明としては以上になりまして、参考資料としてですね 4 ページ 5 ページ。
0:02:29	資料をつけておりますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	4 ページの参考資料 1 については、当該の大物機器搬入工の工事概要について図示したものとなっておりますので、5 ページの参考資料 2 につきましては、この突破移行時の各ステップごとのですね、図を表記したものとなっております。
0:02:49	概要説明としては以上になります。
0:02:55	はい、ありがとうございました。それでは、規制庁側から何かありますでしょうか。
0:03:06	規制庁タテベです。今回耐震耐震性の向上のために、
0:03:13	大物搬入こいういわゆる建家から張り出した部分のところを撤去するという御説明だったんですけども、
0:03:21	ちょっと一般的なことなのかもしれませんけれども、この張り出しがあることによって、やっぱり耐震上は何かそこに応力が集中したりとかそういう理由で弱くなるっていうような理解でよろしいですか。
0:03:36	中国電力のタニウラでございます。まずですね、この張り出し部分について、基礎等を一般的に原子炉建物については岩盤にですね、岩盤上に設置をされておりますが、
0:03:54	この張り出し部分について、岩盤まで時到達をしておりますませんでしたでしたがいました根本の部分耐震補強するためにはですね、岩盤部分からMMRで上げていくとか人工岩盤を作っていく必要がございます、
0:04:13	それについてですね検討を重ねてございましたが、この張り出し部分の下にだく等が通っております、その工法が使えないということから今回耐震補強するためにはですねこの部分を
0:04:30	撤去するのが妥当というか、より耐震性が高い、2 次格ができるということで、今回撤去することになりました。以上です。
0:04:43	規制庁タテベです。はい、わかりました。あともう一つなんですけれども、今現在大物搬入このところは、管理区域の設定がなされているかと思えますと、管理区域になぜ設定したのかというと、そのまま
0:04:59	外部の放射線に係る線量が基準調達基準値以上だったりだとか空気中の濃度は線量限度のよりも上だったりだとかあと表面汚染とか、三つの視点があるかと思うんですけども、これはどの理由でその管理区域にまず、
0:05:16	現在は設定されてるのかっていうところだけ教えていただきます。
0:05:25	中国電力の南です。まずこの部分につきましては大物搬入項のファイルの境界の部分のところですね、線量については全く問題がございません。また空気中の放射性物質濃度につきましても、基本的には、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:40	開閉する部分でありまして、これもずっと管理をしております基本的にはそのおそれはほとんど内というところで感じております。ただの境界の部分となりますので表面汚染一部その汚染のあるものがですね、
0:05:56	ここで汚染のサーベイを実施してからですね、確認してOKだったものを搬出していくというようなことでここを運用しておるんですけど、万が一ここにきて、汚染サーベイをしたときに汚染が多少でも場所ではありますが、見つかっているものがあつた場合、そういう時のことを考えました。
0:06:15	この部分へ汚染の管理区域として設定してございます。
0:06:19	現時点の考え方は以上になります。
0:06:23	規制庁タテベです倒壊部分に当たるといことで汚染の恐れがあるといことで理解をいたしました。
0:06:29	じゃう。
0:06:31	この工事を着手するにあたってですね、と提示時期の4ページの終わりですかね、参考資料(2)やっていけば、これ見たらわかりやすいのかもしれませんが、
0:06:41	当方の凡例のほうから左の方が入って右のほうに既存の内扉というのがあるって、これを施工中が大幅にこの撤去の施工中にはその既存のうち壁っていうものをもう閉めたままにしておくので、
0:06:56	汚染の恐れがこちらが広がってこないから、解除ができるっていう理解でよろしいですか。
0:07:05	中国電力の南でございます。まずですね基本的にはこのスペースを持って先ほど申しました通り物品の搬出のためのサーベイなどを実施するために設けていったものですが、今現在ですねこうち飛びだ。もちろん内扉を境界にするわけですが、
0:07:22	協会内とびらについてですね、ただしこの工事の間もですね多少その物品の搬出には実施せざるを得ないときが出てくるというふうに想定しておりますので、その場合は、現在は原子炉が停止中であるといところもありまして、
0:07:38	この原子炉の内側の管理区域今まだ管理区域として残ってる部分は内扉の内側ですね、この部分で販社サーベイを実施して、そして、ここの内扉を境界としてこの後外に搬出するといような手続きができるといふうに今評価しております、
0:07:55	それで今回、このうち扉の部分までを開催をさせていただきたいといふうに考えております。以上です。以上です。
0:08:03	規制庁タテベです。協会がもう少しだから既存のうち取り上げるの内側になるからといことなんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:14	中国電力の南です。今日協会は、今回の申請で内扉の位置となりますがここになりますので、この内側で排出確認などはしっかりしてこの外へ内扉から出るときには管理区域の基準を満足するような物品が出せるような
0:08:31	それで運用していくということができるといふふうに考えており、ここをkA
0:08:36	今日回答するといふふうに変更したいと思っております。以上です。
0:08:42	規制庁タテベです。はい、わかりました。あともう1点なんですけれども、大物搬入を持ってっての工事っていうのは大体どれぐらいの期間を考えられていますでしょうか。
0:08:54	中国電力の松本です。国交省としてはおよそ1年程度を考えております。以上です。
0:09:02	規制庁タテベですけど私からは以上です。
0:09:11	規制庁ナカムラですねと、ちょっと確認したいんですけれども先ほどサーベイ等空間でやられていたということなんですけれども、この鉄橋も伴ってそのあと大物機器全体の動きのサーベイ等で何か場所がないとかそういう不都合が生じるということはないということによろしいでしょうか。
0:09:33	中国電力の南です。はい。この工事の期間中はですねそういうものは出していいですしないよというかそのお持ちできないものがあればそれは出しできませんので、できるもので運用できるようにというところで考えております。またこの部分もある程度スペースがあって現状もですね。
0:09:51	一つありがたい原料のバックグラウンドレベルですとか、横転とかが検出できないレベルであるということは確認しておりますので、ここでの配置サーベイは可能といふふうに考えております。以上です。
0:10:05	規制庁中村です。あと期待を撤去した後の空間だってもうそこでたびに問題ないということで、という認識でよろしいですか。
0:10:16	中国電力の南です。またその張り出し部分を撤去した後はまた、管理区域としてこちら戻しますが、この大きさにしてもですね、今後の運用には影響ないことは確認しております。以上です。
0:10:35	規制庁ナカムラです。了解しました。あともう1点名向けの確認なんですけれども、管理区域を変更されるということで、と保全区域には特に添付3の保全区域図等には影響がないという認識でよろしいですか。
0:10:54	中国電力マツモトです。保安規定の添付3においてですね、保全区域については建物をさせておりますので、今回の変更に伴って、図の修正予定はございません。以上です。
0:11:15	規制庁ナカムラですねところ全部解決方法は変更ないということで溶解しました。私から以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:28	規制庁テルイです。1点だけ内容じゃないですけどあの先ほどの議論の中で少し
0:11:34	マスキング範囲に係る議論があったと思うんですけどその点は大丈夫ですか。
0:11:46	はい、中国電力オオタニです。先ほどの発言程度であれば問題ないかなというふうには考えております。
0:11:54	以上です。
0:11:55	わかりました問題ないのであればということです。ありがとうございます。
0:12:29	規制庁の赤松この変更認可申請、どれぐらいの時期を考えておられるというのは何ってもよろしいでしょうか。どうぞ。
0:12:38	中国電力の松本です。現時点で来年 2021 年の 1 月中旬ごろの申請を考えております。
0:12:59	規制庁中村です。承知しました。それでは元の地下の資料準備を整えていまして近づきましたらまた具体的な日程等聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいいたします。
0:13:13	中国電力マツモトです。承知いたしました。
0:13:25	はい、それではちょっとこちら質問等 90 ナカムライスラムこちら質問等ございます。皆さんでこれでコンペ変更認可申請についての面談を終了させていただきます。ありがとうございました。
0:13:40	ありがとうございました。
0:13:41	遅れました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。